

事務連絡
令和4年3月11日

各港湾管理者担当部長 殿

国土交通省港湾局 海洋・環境課長

海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）の指定に係る意向調査について

洋上風力発電は、四方を海に囲まれた我が国にとって、ポテンシャルが極めて大きく、再生可能エネルギー主力電源化の切り札として期待されており、第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）において、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成を目指すこととしております。

国土交通省港湾局では、上記の導入目標を実現するため、「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」を開催し、基地港湾の全国配置及び各基地港湾の規模等について検討を行い、2月17日に開催した第5回検討会の議論を踏まえ、基地港湾に必要な地耐力・面積や、地域別の基地港湾の必要数の目安等について、とりまとめました（参考資料1参照）。その後、同月28日に開催した交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会において、発電事業者の予見性向上に資するため、また、港湾管理者において将来の基地港湾としての機能が発揮できる必要面積等の確保を行うため、「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾（ふ頭）」※を整理することとなりました（参考資料2参照）。

※「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾（ふ頭）」とは、国土交通省として将来的に基地港湾に指定する可能性があると考えている港湾及び同港湾内にあるふ頭です。これを公表することにより、発電事業者による事業の検討、関連産業の投資の検討等に資すると考えられます。なお、「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾（ふ頭）」に整理・公表された港湾（ふ頭）について、国土交通大臣により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾に指定されたとしても、必ずしも基地港湾としての予算措置がなされるものではありません。

については、各港湾管理者の管理する港湾の利用状況や、目指すべき方向性との整合を確認する観点から、各港湾管理者の管理する港湾において基地港湾の指定に関する意向調査を下記の通り行いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本調査結果については、今後、交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会での検討に用いますので、原則として公開されるものをご理解ください。また、不明な点等があった場合には、改めて打合せ・ヒアリング等をさせていただく可能性があることにご留意ください。

記

1 調査目的

「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾（ふ頭）」を整理・公表するために必要な検討をするための情報収集を目的とします。同港湾（ふ頭）の整理・公表は本年夏頃を想定しています。

2 調査票作成要領

- 1) 海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭は最大 30 年の長期にわたる貸付を行うものであり、当該港湾の目指すべき方向性との整合性が重要となります。そのため、2040 年までの間で、将来的に基地港湾の指定を受けたい港湾管理者としての意向のある港湾（ふ頭）について、別添調査票に回答願います。
- 2) 本調査の対象となる港湾は、港湾管理者が港湾法第二条の四に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）へ指定される意向を有する港湾です。維持管理のみに利用する港湾や、作業員輸送のために利用する港湾等は本意向調査の対象としていません。
- 3) 本調査の対象となるふ頭は、参考資料 1 の数値を参照の上、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭として風車部材の荷さばき・保管等に用いる用地の面積を概ね満足できるふ頭です。必要面積の確保が明らかに困難なふ頭については本意向調査の対象としていませんが、以下の場合は本意向調査の対象になります。
 - (ア) 基地港湾を補完する港湾を利用する場合
海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭として十分な面積が確保されない場合、風車建設時に必要な機能を補うため、近隣の港湾を、基地港湾を補完する港湾として利用することも考えられます。なお、これを前提とした調査票を作成する場合で、かつ、近隣の港湾の港湾管理者が異なる場合は、貴港湾を管轄する地方整備局等に相談の上、両港湾管理者の連名で回答願います。この場合、いずれかの港湾管理者より提出をお願いします。
 - (イ) 新たな面積を確保する見込みがある場合
現時点において必要な面積が確保されていないふ頭において、新たな面積を確保できる見込みがある場合は、使用可能予定時期、面積等を別添調査票に回答願います。なお、既存ストックの有効活用や洋上風力発電の速やかな導入の観点から、整備に長期間を要する大規模な埋立等よりも既存ストックを有効活用して整備期間が短いものが望ましいとの観点から調査結果をとりまとめますが、既に埋立免許取得済みや埋立中であるなど、状況に応じて個別に各地方整備局等の担当までご相談ください。
- 4) 港湾計画における当該ふ頭の位置づけについては、本調査への回答時点において「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」として

位置づけられている必要はありません。ただし、基地港湾としての指定が行われる場合は、指定までに港湾計画を変更し、同区域として位置づける必要があります。

- 5) 本調査の対象となるふ頭の係留施設について、現状の水深・延長・地耐力・港湾計画への位置づけ等に条件はありません（例えば、現状は護岸であっても可）。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭には係留施設が必要不可欠であり、必要に応じて、新たな整備や改良の必要があります。なお、極力既存ストックの有効活用ができることが望ましいと考えております。
- 6) 新たな整備等が伴う施設については、概算整備費用を記載願います。また、整備等にあって国費負担が想定される場合は、貴港湾を管轄する地方整備局等と調整の上、調査票への記載をお願いします。
- 7) 国土交通大臣により既に指定されている基地港湾において、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の対象面積の拡張や、対象となる埠頭の追加も可能です。
- 8) 「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾（ふ頭）」については本年夏頃に整理・公表した後、洋上風力を取り巻く情勢の変化を踏まえ、適切な時期に見直しを行っていきます。なお、「将来的に基地港湾の指定見込みがある港湾（ふ頭）」として整理・公表された港湾であっても、基地港湾の指定が約束されたものではありません。港湾法に基づく基地港湾の指定は、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえつつ、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、基地港湾の指定に係る基準（参考資料2 P 9参照）への適合を確認した上で、国土交通大臣が指定することとなります。

3 調査票提出期限

令和4年5月13日（金）

4 その他

問合せ及び調査票提出は、別途メールにてお伝えする各地方整備局等の担当までお願いします。

以上